

令和3年度 下野市国民保護計画の主な修正点について

No.	項目	修正箇所	修正内容
1	エムネット、Jアラート	・第1編第3章「市の事務の大綱等」(P6) ・第2編第1章「組織・体制の整備等」(P20) ・第3編第4章「警報及び避難の指示等」(P52)	緊急ネットワークシステム(Em-Net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の運用・管理・整備を行うことについて記載
2	安否情報システム	・第2編第1章「組織・体制の整備等」(P21) ・第3編第6章「安否情報の収集・提供」(P65)	安否情報システムの運用・管理を行うことについて記載
3	避難行動要支援者	・第2編第2章「避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」(P26) ・第3編第4章「警報及び避難の指示等」(P52、55~57)	・用語を統一した。「災害時要支援者」→「避難行動要支援者」「避難支援プラン」→「避難行動要支援者名簿」 ・避難行動要支援者への取組み、運用等について記載
4	NBC攻撃	第1編第5章「市国民保護計画が対象とする事態」	NBC攻撃に対する対応について、対象の事項を記載
5	組織	・第2編第1章「組織・体制の整備等」(P12) ・第3編第1章「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」(P34) ・第3編第2章「市対策本部の設置等」(P39~40) ・第3編第4章「警報及び避難の指示」(P51、53)	・組織の改編に伴う組織図、平素の業務等の内容の更新
6	訓練	・第2編第1章「組織・体制の整備等」(P24)	NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練について記載
7	避難関係施設	・第2編第2章「避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」(P27)	県が行う避難施設の指定に際して、市が提供する情報を記載
8	武力攻撃事態等合同対策協議会	・第3編第3章「関係機関相互の連携」(P47)	国が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合について記載
9	大規模集客施設	・第3編第4章「警報及び避難の指示」(P57)	大規模集客施設等における避難について記載
10	周知	・第3編第4章「警報及び避難の指示」(P59)	弾道ミサイル攻撃に対する周知について記載
11	救援事務移管	・第3編第5章「救援」(P63)	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」改正に伴う記載
12	武力攻撃原子力災害	・第3編第7章「武力攻撃災害への対処」(P76)	武力攻撃原子力災害への対処について記載
12	廃棄物処理関係	・第3編第9章「保健衛生の確保その他の措置」(P79)	「震災廃棄物対策指針」改正に伴う記載
13	資料	巻末	用語集、関係法令等を掲載